



税・保険・年金

7月 は、固定資産税・都市計画税第2期の納期です。納付には便利な口座振替を。
◆納税課 田 (☎460-9831)

市税、国民健康保険料(税)の夜間・休日納付相談窓口を開設

◆夜間窓口

時 7月9日(月)・10日(火) 午後5時～8時

◆休日窓口

時 7月14日(土) 午前9時～午後4時
場 夜間・休日とも

市税…納税課 (田無庁舎4階)
国民健康保険料(税)…健康年金課 (田無庁舎2階)

※7月1日からの組織改正により、保谷庁舎の納税課、保険年金課(現健康年金課)の窓口が田無庁舎に統合され、夜間・休日の納付、相談窓口は、田無庁舎のみでの取り扱いになりますのでご注意ください。

◆納税課 田 (☎460-9832)

◆健康年金課 田 (☎460-9822)

国民健康保険に加入の方へ

西東京市国民健康保険に加入し、出産育児一時金・葬祭費の申請手続きを行っていない方は、手続きをしてください。時効は2年間です。

◆出産育児一時金の支給

国民健康保険に加入している方が出産をした際、申請により世帯主に支給されます。※社会保険で支給される方は対象になりません。

□必要なもの ①保険証 ②印鑑

③世帯主名義の口座が確認できるもの

◆葬祭費の支給

国民健康保険に加入している方が死亡し葬祭を行ったとき、申請により喪主の方に支給されます。

□必要なもの ①会葬礼状または葬儀の領収書 ②保険証 ③印鑑 ④喪主名義の口座が確認できるもの

申健康年金課 (田無庁舎2階)

市民課 (保谷庁舎1階)

◆健康年金課 田 (☎460-9821)

国民健康保険高齢受給者証・老人保健法医療受給者証をお持ちの方へ

国民健康保険高齢受給者証・老人医療受給者証の一部負担金の割合は、毎年8月1日に当年度の市区町村民税の課税所得金額(前年所得)と世帯の状況により見直し(定期判定)を行います。

国民健康保険高齢受給者証は一斉更新のため、新たな受給者証を、老人医療受給対象者の方で一部負担金の割合が変わる方に、それぞれ7月下旬に新しい医療証を郵送します。

～基準収入額適用申請書の提出を～定期判定により3割負担と判定された方で、前年の収入金額(諸控除を引く前の金額)が基準未満の方は、基準収入額適用申請により該当する場合は、1割負担か3割負担であっても自己負担限度額が一般適用となる経過措置対象者となります。

基準収入額申請書は、該当すると思われる方に送付しています。

※給与・年金以外の収入があった方は、収入額を確認できる書類(確定申告書の控え等)が必要です。

国民健康保険高齢受給者証について

◆健康年金課 田 (☎460-9822)

老人医療受給者証について

◆健康年金課 田 (☎460-9823)

◎自己負担限度額

1ヶ月間の医療費の自己負担が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が高額療養費(高額医療費)として支給されます。

	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)
一般	12,000円	44,400円
現役並みの所得がある方	44,400円	80,100円 (医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算)(過去12ヶ月間に世帯単位の自己負担限度額を超えた支給があった場合、4回目以降は44,400円)



19年度国民年金保険料免除等の申請受付は7月2日から

国民年金保険料の納付が困難な場合は、保険料の免除制度をご利用ください。免除制度には、保険料の全額(14,100円)が免除される「全額免除」と保険料の一部を納付することにより、残りの保険料の納付が免除となる「一部納付」があります。

「一部納付」には、「4分の1納付」(保険料3,530円)、「半額納付」(保険料7,050円)、「4分の3納付」(保険料10,580円)の3種類があり、被保険者、配偶者、世帯主の前年の所得が一定の基準以下の場合に、申請により利用できます。

免除が承認された期間は、老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に含まれ、老齢基礎年金額の計算の際は、保険料を全額納付した場合に

比べて、全額免除期間は「3分の1」、4分の1納付期間は「2分の1」、半額納付期間は「3分の2」、4分の3納付期間は「6分の5」として計算されます。(一部納付分の保険料を納付しない場合、免除が無効)

また、免除期間が10年以内の場合、あとから保険料を納めることもできます。(承認期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を納付するときは、加算額が上乘せ)

また、30歳未満の方には、被保険者、配偶者の前年の所得が一定の基準以下の場合に「若年者納付猶予制度」が申請により利用できます。

申健康年金課 (田無庁舎2階)、

市民課 (保谷庁舎1階) へ。

18年度の免除等の申請は、7月末日まで受け付けています。

問武蔵野社会保険事務所

(☎0422-56-1411)

◆健康年金課 田 (☎460-9825)

申請等

市民カード

～旧印鑑登録証から西東京市民カードへの引き替え～

「田無市・保谷市の印鑑登録証」、暗証番号の入っていない「ほうや市民カード」を、暗証番号の入った「西東京市民カード」と引き替えることができます。暗証番号を登録すると市内5か所に設置された住民票等自動交付機を利用になれます。印鑑登録者本人が窓口で申請をしてください。

※暗証番号を登録している「ほうや市民カード」は、住民票等自動交付機を利用できます。

～西東京市民カード・ほうや市民カードの暗証番号～

暗証番号を忘れた場合、市民課窓口で早めの暗証番号変更手続きをお願いします。暗証番号を登録していない「西東京市民カード」「ほうや市民カード」をお持ちの方は、暗証番号登録手続きができます。いずれも本人が窓口で申請をしてください。～引き替え、暗証番号変更、暗証番号登録の各手続き～

□申請時に必要なもの ①西東京市民カード、ほうや市民カード、田無市印鑑登録証、保谷市印鑑登録証

②認め印 ③申請者の本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート、健康保険証等)

※本人であることが確認できるものの種類により手続きが異なります。運転免許証・パスポートのほか官公署が発行した顔写真の貼付してある免許証・許可証・資格証明書等で本人確認をした場合は、即日の引き替え、暗証番号の変更・登録ができます。それ以外の場合は、申請をすると本人に照会書を郵送しますので、再度手続きに来庁してください。申請は本人のみ(再度来庁の際は代理人でも可)

□再度来庁時に必要なもの

①照会書の別記回答書に本人が署名、押印したもの ②西東京市民カード、ほうや市民カード、田無市印鑑登録証、保谷市印鑑登録証 ③認め印 ④申請者の本人確認ができるもの ⑤再度来庁する方が代理人の場合は、照会書に添付した代理人選

任届(本人自筆)と代理人の印鑑、代理人の本人確認ができるもの～市民カード破損等の引き替え～

西東京市民カードで8けたの番号の左3けたが010のものは、生分解性プラスチック(水や炭酸ガス等に分解し自然に還元する)カードですが、弾力性が弱く割れやすいとのご指摘を受けています。破損の際は、引き替えますので市民課まで。

□必要なもの ①認め印 ②破損した市民カード ③申請者の本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート、健康保険証等) ④代理人による申請の場合は代理人選任届(本人自筆)

◆市民課 田 (☎460-9820)



福祉

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料

平成19年度介護保険料納入通知書が7月中旬に郵送されます。

介護が必要になったときに、安心してサービスを利用できるように、保険料を期間内に必ず納付してください。

納入通知書は、シルバーパス発行手続きの際確認書類として活用できるため、保管してください。

～普通徴収の方は口座振替が便利～納付書で保険料を納めていただく方へ口座振替依頼書を同封します。

口座振替依頼書の必要事項を記入・捺印のうえ、市指定の金融機関・郵便局で申し込みしてください。

※市指定の金融機関・郵便局については納付書の裏面に記載

◆高齢者支援課 保 (☎438-4031)



介護保険負担限度額認定証更新

平成18年度の介護保険負担限度額認定証(介護保険施設における居住費・食費に係る負担軽減の認定証)の有効期限は、6月30日です。

7月(平成19年度)以降も引き続き認定の継続を希望する場合は、更新の手続きが必要です。

対象の方には市から申請書を送付しますので、必要事項を記入のうえ、7月31日(火)までに手続きをしてください。

◆高齢者支援課 保 (☎438-4030)

まる福医療費助成制度・高額医療の窓口がかわります

制度終了に伴い、7月1日から、まる福医療助成費、高額医療の請求窓口が、市役所から東京都福祉保健局医療助成課に変わります。詳細は、健康年金課までお問い合わせください。

◆健康年金課 田 (☎460-9823)